

# 可児市一般廃棄物処理基本計画

## <概要版>

### 一般廃棄物処理基本計画

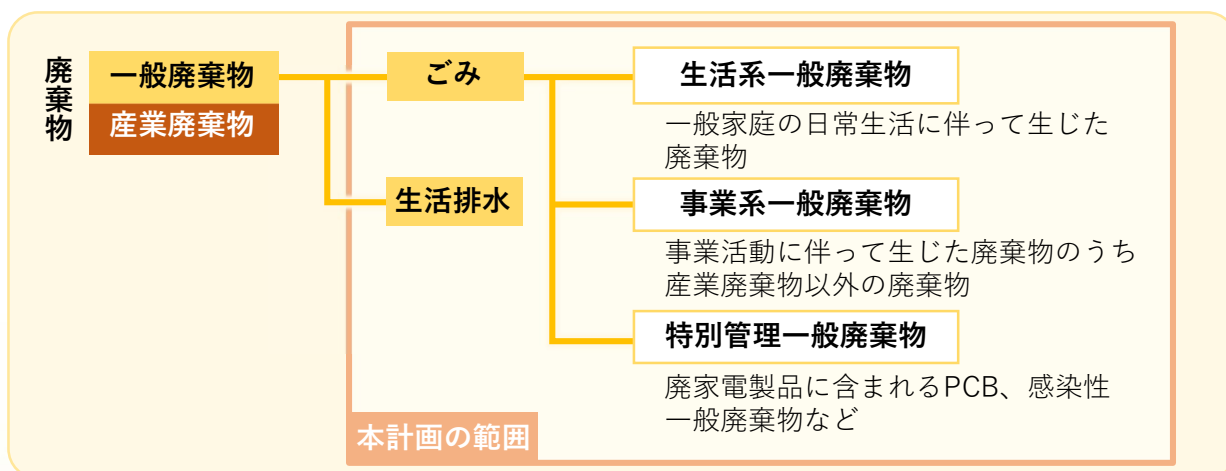
#### ◆ 1 一般廃棄物処理基本計画とは

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項に基づき、市町村がごみの減量・リサイクル・適正処理や快適で安全な生活環境の確保を目的として、地域のごみ処理に関する方針と取組内容を定めるものである。

#### ◆ 2 計画の範囲

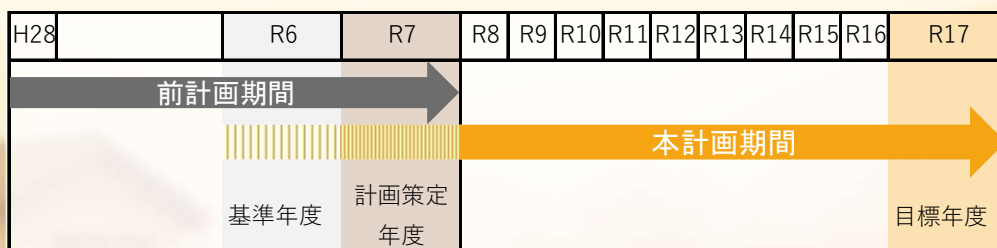
廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に区分され、計画の範囲は処理において市町村が統括的な責任を有する一般廃棄物とする。

また、本計画の計画処理区域は、可児市（以下、「本市」とする。）全域とする。



#### ◆ 3 計画の期間

現計画の期間は、計画初年度の令和8年度から令和17年度までの10年間とする。なお、計画の進捗状況や社会的情勢等を考慮しながら、必要に応じて見直しを行うものとする。



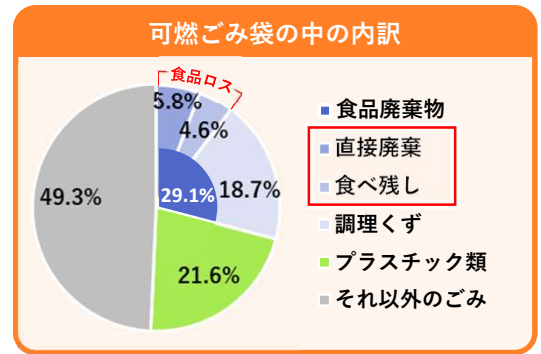
## ◆ 4 市民のごみ処理に関する取り組み状況

### ①生活系可燃ごみのうち、食品ロスは10.4%

生活系可燃ごみの29.1%が食品廃棄物で、そのうち「食品ロス※」は10.4%であった。また、プラスチック類が占める割合は21.6%であった。

(令和6年度ごみ組成調査より)

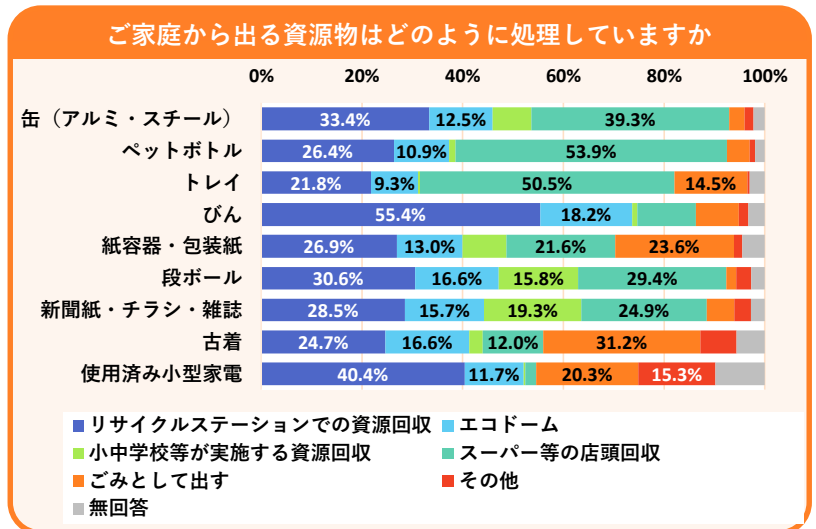
※食品ロスとは、本来食べることができるにも関わらず捨てられてしまう食品のこと



### ②缶、ペットボトル、トレイ等の資源物が民間の回収に排出されている

リサイクル資源の回収量について、缶、ペットボトル及びトレイなど、多くの資源物がスーパー等の店頭回収によって民間に排出されている。また、古着の多くは可燃ごみとして出されている。

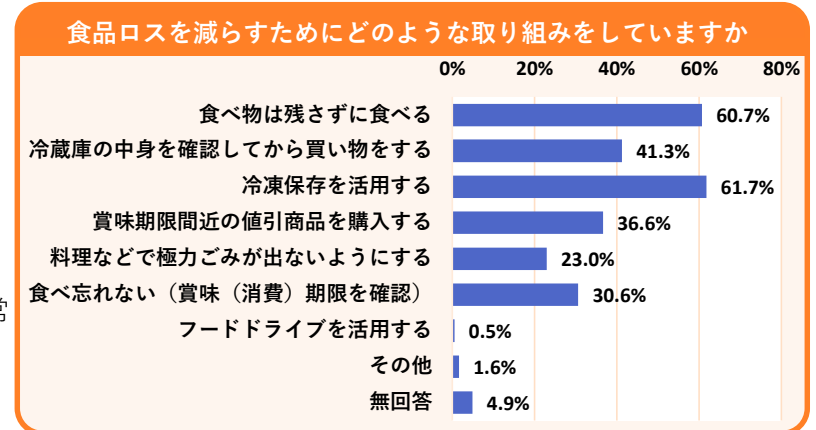
(令和6年度アンケート調査より)



### ③フードドライブはほとんど活用されていない

食品ロスを減らす取り組みでは、「冷凍保存を利用する」が61.7%、「食べ物は残さずに食べる」が60.7%と多かった。なお、「フードドライブを活用する」は0.5%と非常に少なかった。

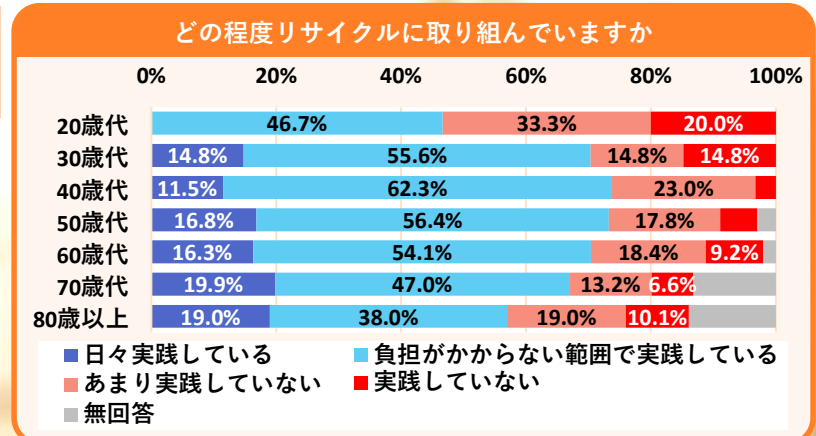
(令和6年度アンケート調査より)



### ④若い世代のリサイクルの取り組み割合が低い

リサイクルの取り組みは、実践している割合が、40歳代で計73.8%と最も多かった一方、20歳代は46.7%と最も低かった。「方法がわからない」「面倒」といった理由が挙げられる。

(令和6年度アンケート調査より)



## ◆ 1 ごみ処理基本計画とは

ごみ処理基本計画は、市町村が長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本的な方針となるものであり、ごみの排出の抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの、ごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものである。

## ◆ 2 基本理念

基本理念は、前計画（平成28年3月策定）を引き継ぐこととする。

持続可能な循環型社会構築を目指す まちづくり

## ◆ 3 基本方針

基本方針を以下のように設定する。

### 1. ごみの減量・リサイクルの推進

ごみそのものの削減を基本とし、排出されたごみに対して可能な限りの資源化を行う。

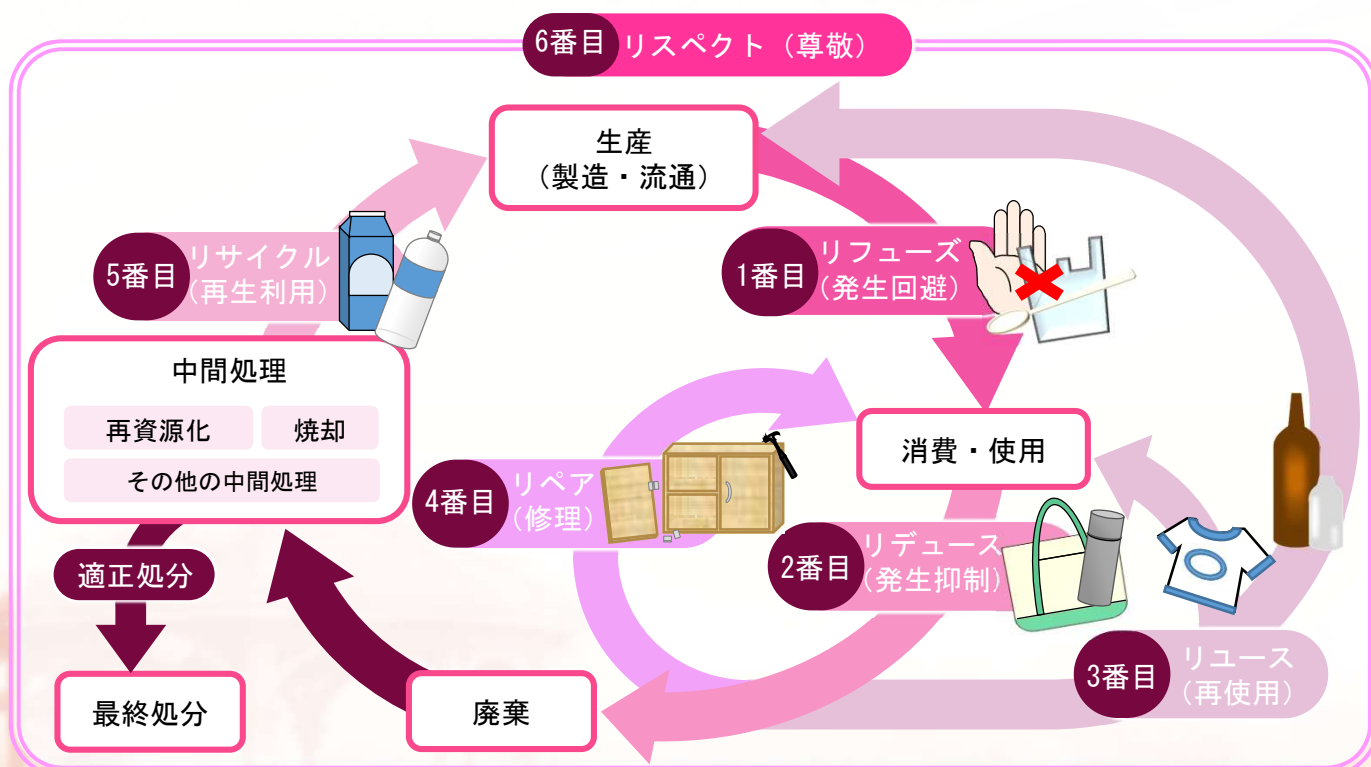
### 2. 環境に配慮した適正な処理の推進

排出されたごみに対して、可能な限り環境負荷の少ない適正な処理を基本とする。

### 3. 三者協働による取り組みの推進

市民・事業者・行政の役割を明確にし、三者協働による取り組みを推進する。

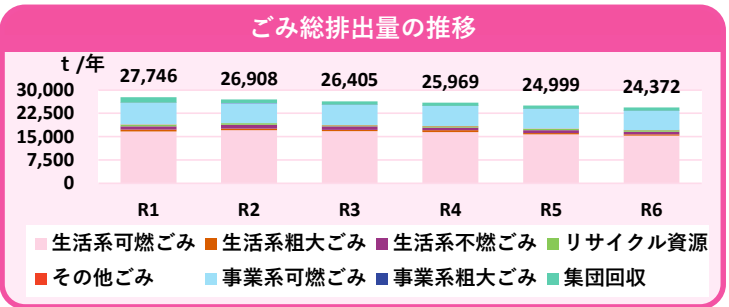
また、環境基本計画の基本指針である6Rを推進する。



## ◆ 4 ごみ処理の現状

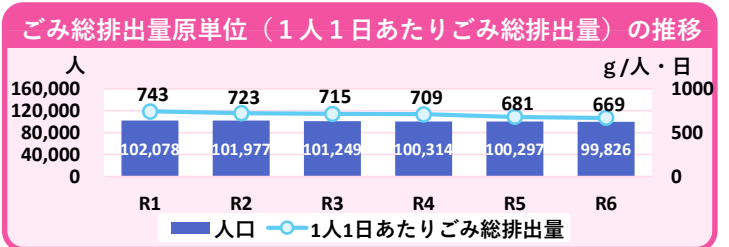
### ① ごみの量は減少傾向 可燃ごみの割合が多い

本市のごみ総排出量は、減少傾向にある。内訳は、可燃ごみ（生活系63%、事業系26%）がそのほとんどを占めている。



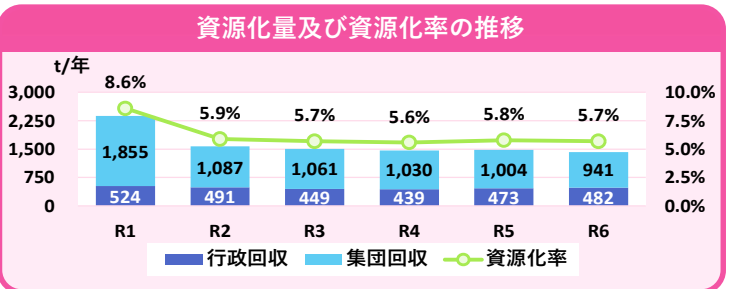
### ② 1人1日当たり総排出量も減少

ごみ総排出量原単位（1人1日当たりごみ総排出量）も、減少している。



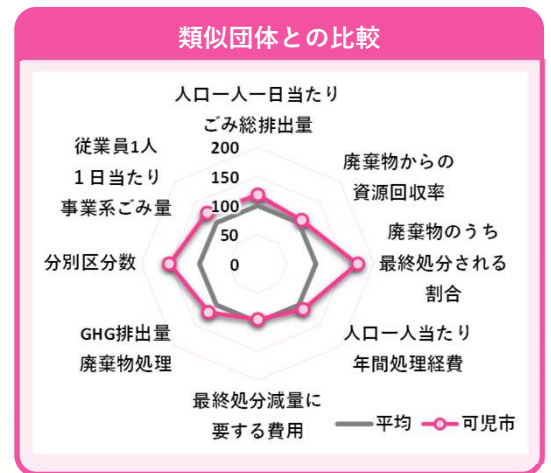
### ③ 資源化量及び資源化率も減少

資源化量は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度に集団回収量が大きく減少し、その後は横ばいで推移している。



## ◆ 5 ごみ処理の評価

類似団体の廃棄物処理に係る各項目の実績を比較した結果、「最終処分減量に要する費用」以外の全ての項目で、類似団体の平均を上回る良好な結果であった。なお、評価方法は、類似団体の平均を100とし、本市の実績（指数値）が100を上回る（良好）か、下回る（要努力）で確認した。



## ◆ 6 ごみ処理に関する課題

	課題
ごみ発生 排出抑制	ごみの63%が生活系可燃ごみ、26%が事業系可燃ごみで、可燃ごみの占める割合が大きい リサイクルできる資源が可燃ごみに入っているため削減（資源化）が必要 可燃ごみ中の食品ロスが多い
ごみの 資源化	店頭回収実施店舗の調査ができておらず、本当の資源化量が確認できない プラスチック類の資源回収に向けた体制を整える
ごみの 適正処理	自力でごみ出しが困難な人への対応を検討する 最終処分量減量に要する費用が高いため、ごみ排出量を削減する リチウムイオン電池などの危険ごみの適正な処理方法の周知する 外国人への対応を充実させるため、多言語への対応を進める

## ◆ 7 基本目標

以下の3つの指標について目標を設定する。

指標	廃棄物処理法 基本方針目標値 【令和12年度】	目標値 令和12年度	目標年度 令和17年度
一般廃棄物の排出量	令和4年度比 約9%削減	11.5%削減	16.4%削減
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	約478g/人・日	421 g/人・日	390 g/人・日
1人1日当たりごみ焼却量	約580g/人・日	579g/人・日	546 g/人・日

## ◆ 8 基本施策

課題に対する基本施策及び取り組み主体は以下のとおりとする。

ごみ減量・リサイクルのための取組	主たる実施者
情報提供の充実及びPRの継続	行政
リサイクル施設の利用促進	
学校等における意識啓発	
リサイクルの促進	
バイオマス事業の継続	
外国人への対応の充実	
プラごみ一括回収の実施	市民
食品ロス削減	
生ごみの減量	
粗大ごみリユースの啓発	
脱炭素のための取組の啓発	事業所
廃棄物減量計画書の提出要請	
自己処理責任の周知徹底、指導強化	
事業系ごみの減量・資源化の推進	
ごみ処理施設における不適物排除の指導強化	
適正処理のための取組	主たる実施者
効率的な収集・運搬体制の構築	行政
中間処理施設の維持・整備	
環境保全対策の推進	
最終処分場の適正な管理	
適正処理困難物への対応	
災害ごみへの対応	市民
ごみ出しが困難な市民に対する支援の検討	
ごみステーションの適正な管理	市民・事業所
不法投棄の防止	
火災廃棄物の混入防止	
三者協働のための取組	主たる実施者
三者の調整役として役割の推進	行政
関連部署・関係機関等との連携強化	
市民参加型イベントの開催	市民
各種活動団体への支援	
新たなごみ処理技術の開発支援	事業所
拡大生産者責任制度の導入検討	

# 食品ロス削減推進計画

## ◆ 1 食品ロス削減推進計画とは

食品ロス削減推進計画とは、「食品ロスの削減の推進に関する法律」第13条に基づき、当該市町村の区域内における食品ロス削減の推進に関する計画である。

食品ロスの主な要因は、家庭で「食べ残し」、「過剰除去」及び「消費・賞味期限切れ」であり、事業者で「規格外品」、「返品」、「売れ残り」、「作りすぎ」及び「食べ残し」である。

## ◆ 2 基本理念

日本らしい価値観である「もったいない」を意識し、ごみ処理基本計画理念として掲げた持続可能なまちづくりを目指すものとする。

「もったいない」でつながる 持続可能なまち

## ◆ 3 基本方針

基本方針を以下のように設定する。

### 1. 食品ロスを出さない取り組みの推進

食品ロスは「出さない」ことが最も重要であるため、啓発と継続的に実践できる環境づくりを推進する。

### 2. 三者協働による取り組みの推進

市民・事業者・行政の役割を明確にし、三者協働による取り組みを推進する。

## ◆ 4 食品ロス削減に関する課題

	課題
家庭系 食品ロス	食品ロス削減に向けた意識の醸成
	ターゲットに向けた啓発の実施
	食品ロスの排出抑制を推進するための環境の整備
事業系 食品ロス	商慣習の見直し、未利用食品寄付促進
	需要に見合った販売の推進と消費者への啓発
	「食べきり」「持ち帰り」の促進

## ◆ 5 基本目標

	基準年度 令和6年度	目標年度 令和17年度
生活系可燃ごみ中の食品ロス割合	10.4%	9.4%
	目標年度 令和17年度までに	
食品ロス発生量	10%削減	

## ◆ 6 基本施策

課題に対する基本施策及び取り組みの主体は以下のとおりである。

食品ロスを出さない取組	主たる実施者
情報提供の充実及びPRの継続	行政
家庭からの食品ロスの削減	市民
生ごみの減量対策	
フードドライブの推進	
ぎふ食べきり運動の周知	事業所
事業系ごみの減量・資源化の推進	
三者協働のための取組	主たる実施者
三者の調整役として役割の推進	行政
市民参加型イベントの開催	事業所
各種活動団体への活動場所の提供や情報発信などの支援	

## 生活排水処理基本計画

### ◆ 1 生活排水処理基本計画とは

生活排水処理基本計画は、市町村が長期的・総合的視点に立って、計画的に生活排水処理対策を行うため、計画目標年次における計画処理区域内の生活排水を、どのような方法で、どの程度処理していくかを定めるとともに、生活排水処理を行う過程で発生する汚泥の処理方法等の生活排水処理に係る基本方針を定めるものである。

### ◆ 2 基本理念

生活排水を適切に処理することは豊かな水環境を持続させるために重要な課題であり、その適正処理のあり方とその方向性を示すため、前計画を引き継ぎ、以下のように設定する。

豊かな水環境の創出に向けた 快適で潤いのあるまちづくり

### ◆ 3 基本方針

基本方針を以下のように設定する。

#### 1. 生活排水処理施設の整備推進

流域関連公共下水道への接続を推進するとともに、合併処理浄化槽の設置を促進する。

#### 2. し尿・浄化槽汚泥の適正な処理の推進

排出されるし尿及び浄化槽汚泥について、排出量に応じた適正な処理を推進する。

#### 3. 普及啓発活動の推進

水環境の意識向上に向けた啓発を行うとともに、市民一人ひとりが発生源対策に取り組むように推進する。

## ◆ 4 生活排水処理に関する課題

生活排水処理の現状を踏まえて抽出した課題は、以下のとおりである。

	課題
生活排水処理施設の整備	公共下水道への接続促進
	農業集落排水施設への接続促進
	合併浄化槽への転換
し尿・浄化槽汚泥の排出・処理	排出量に応じた収集・処理体制の確保
	浄化槽の適正な維持管理
	処理施設の適正な管理・運営

## ◆ 5 基本目標

指標	基準年度 令和6年度	目標年度 令和17年度
水洗化率	97.8%	99.0%
生活排水処理率	96.1%	98.4%
し尿処理量	843.7kL/年	400kL/年

## ◆ 6 基本施策

基本方針に基づき基本施策を以下のとおり設定する。

<b>生活排水処理の整備推進のための施策</b>
流域関連公共下水道の接続促進
農業集落排水施設への接続推進
合併処理浄化槽の設置促進
<b>し尿・浄化槽汚泥の適正な処理のための施策</b>
効率的な収集・運搬体制の構築
適正な中間処理・最終処分の推進
<b>普及啓発活動の内容</b>
環境に対する意識の向上
家庭でできる発生源対策の推進

# 一般廃棄物処理基本計画

令和8年3月

発行：可児市

編集：可児市 市民文化部 環境課

岐阜県可児市広見一丁目1番地

☎0574-62-1111